

○研究戦略イニシアティブ推進機構規程

平成19年7月26日
法人規程第44号
改正 平成20年法人規程第27号
平成21年法人規程第27号
平成21年法人規程第52号
平成24年法人規程第49号
平成25年法人規程第5号
平成25年法人規程第58号
平成28年法人規程第61号
令和3年法人規程第39号
令和4年法人規程第57号

研究戦略イニシアティブ推進機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する研究戦略イニシアティブ推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(機構の目的)

第2条 機構は、学長のリーダーシップの下、筑波大学（以下「本学」という。）のリソースを集約し、優れた教育研究の取組を戦略イニシアティブとして位置付け、その強化及び育成を行うことをはじめとする世界トップレベルの研究拠点の形成、世界水準の研究環境の整備及び研究マネジメント改革を実施することにより、本学の教育研究システムを高度化するスパイラルを形成し、もって世界水準の優れた研究大学として発展することを目的とする。

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置き、学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(副機構長)

第4条 機構に、副機構長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(研究機構運営委員会)

第5条 機構に、研究機構運営委員会を置く。

2 研究機構運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究大学強化促進費事業（第7条に規定するUR A推進室の所掌に係るものを除く。）の実施に関する事項
- (2) 戦略イニシアティブの選定、予算配分、評価、助言その他戦略イニシアティブに関し必要な事項

- (3) 研究力強化のための教員の配置並びに機構の予算及び研究スペースの決定に関する事項
 - (4) 全学的な支援を要する競争的資金の受入れ又は研究活動の支援及び高度化のための事業ごとの運営組織の設置又は指定及び予算配分に関する事項
 - (5) 第9条及び第10条に規定する部門が行う具体的な取組に関する事項
 - (6) その他本学の研究力強化に関し必要な事項
- 3 前2項に規定するもののほか、研究機構運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究力強化委員会)

第6条 機構に、世界トップレベルの研究拠点の形成、世界水準の研究環境の整備及び研究マネジメント改革に係る事項を審議するため、研究力強化委員会を置く。

- 2 研究力強化委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 研究力強化の方針に関する重要事項
 - (2) 研究力強化に係る年度計画に関する重要事項
 - (3) 研究の状況の点検及び評価に関する重要事項
 - (4) その他研究力強化に関する重要事項
- 3 前2項に規定するもののほか、研究力強化委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(リサーチ・アドミニストレーター推進室)

第7条 機構に、本学におけるリサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。）制度の全学的な協力体制等の構築及び定着、本学の研究推進に係る体制及び機能の充実及び強化、研究者の研究活動を活性化するための環境整備並びに研究開発マネジメントの強化を図るため、リサーチ・アドミニストレーター推進室（以下「URA推進室」という。）を置く。

- 2 URA推進室は、次に掲げる業務を行う。
- (1) URAの全学的な協力体制及び事業推進体制の構築に関すること。
 - (2) URAの採用及び評価に関すること。
 - (3) URAの能力開発に関すること。
 - (4) URA業務の推進・高度化に関すること。
- 3 前2項に規定するもののほか、URA推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(若手研究者育成支援室)

第8条 機構に、多様な視点を持ち、多分野において世界で活躍できる「トランスボーダー型研究者」を組織的に育成するため、若手研究者育成支援室（以下「若手支援室」という。）を置く。

- 2 若手支援室は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 世界で活躍できる研究者戦略育成事業の実施に関すること。
 - (2) 若手研究者の育成プログラムの開発及び実施に関すること。
 - (3) 若手研究者の組織的な育成システムの構築に関すること。
 - (4) 若手研究者の研究活動の支援に関すること。
 - (5) 若手研究者のキャリア開発に係る支援に関すること。
 - (6) その他研究者の組織的な育成に関すること。
- 3 前2項に規定するもののほか、若手支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(戦略推進部門)

第9条 機構に、先端研究センター群に対し戦略的かつ効果的な支援を実施するため、戦略推進

部門を置く。

2 戦略推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 先端研究センター群に対する支援体制の構築に関する事。
- (2) 先端研究センター群の研究成果に係る国際発信力の強化に関する事。
- (3) 先端研究センター群における国際共同研究の推進に関する事。
- (4) その他先端研究センター群の研究力強化に関する事。

3 戦略推進部門は、前項に規定する業務の具体的な取組を実施する場合には、あらかじめ、研究機構運営委員会の承認を得るものとする。

4 前3項に規定するもののほか、戦略推進部門に関し必要な事項は、別に定める。

(異分野融合創成部門)

第10条 機構に、異分野融合による研究領域形成を戦略的に支援するため、異分野融合創成部門を置く。

2 異分野融合創成部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 異分野融合を推進するための支援体制の構築に関する事。
- (2) 戦略的な異分野融合の創成のための施策の検討に関する事。
- (3) 異分野融合により形成された研究領域の組織化に関する事。
- (4) その他異分野融合の推進に関する事。

3 異分野融合創成部門は、前項に規定する業務の具体的な取組を実施する場合には、あらかじめ、研究機構運営委員会の承認を得るものとする。

4 前3項に規定するもののほか、異分野融合創成部門に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 機構に関する事務は、研究推進部研究企画課が行う。

(雑則)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成19年7月26日から施行する。

附 則 (平20. 3. 31法人規程27号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 4. 1法人規程27号)

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 12. 24法人規程52号)

この法人規程は、平成21年12月24日から施行する。

附 則 (平24. 7. 26法人規程49号)

この法人規程は、平成24年7月26日から施行する。

附 則（平25. 1. 31 法人規程5号）

この法人規程は、平成25年1月31日から施行する。

附 則（平25. 9. 26 法人規程58号）

この法人規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 24 法人規程61号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令3. 11. 25 法人規程39号）

この法人規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令4. 9. 22 法人規程57号）

（施行期日）

1 この法人規程は、令和4年10月1日から施行する。

（世界展開研究拠点形成機構規程の廃止）

2 世界展開研究拠点形成機構規程（令和2年法人規程第35号）は、廃止する。